

第1日目(3月2日)

議長(松原良道君) ただいまから平成18年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。なお若井達男君より葬儀のため欠席、宮田俊之君より家事都合により30分遅刻の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時35分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議席番号11番・関 昭夫君、および議席番号12番・腰越 晃君の両名を指名いたします。

(「了解」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定について。お諮りいたします。

本定例会の会期については、去る2月24日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日3月2日から3月22日までの21日間としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日3月2日から3月22日までの21日間と決定しました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

ここで、腰越 晃君および阿部俊夫君より発言を求められておりますのでこれを許します。なお阿部俊夫君については議席でお願いをいたします。

腰越 晃君 おはようございます。私事になりますが、去る1月26日風邪をこじらせまして髄膜炎ということで、斎藤記念病院のほうに緊急入院をいたしまして22日間入院治療を受けることになりました。これほど長い期間入院するのは初めてのことでしたけれども、そうした中で南魚沼市長、あるいは委員会、また多くの議員の皆さん、多くの方々から暖かいお見舞いとか励ましの言葉をいただきました。そうしたことについて改めて議長にお願いをしましてこの席から皆さんに御礼申し上げたい、そういう思いでございます。深く感謝いたしております。ありがとうございました。

日頃の健康管理の大切さというものをこのことで身をもって知ったたわけでございます。今後はまた自分の健康管理に十分注意しながら、市民の負託に応えるように一生懸命議員として頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

阿部俊夫君 おはようございます。貴重な時間を議長よりお許しをいただきましたので、議席よりお礼感謝を申し上げます。自分の不注意で去年の末に左足首を骨折をしてしまいました。12月定例会も終わりました、非常に大雪でしたのでこれから除雪をと思っていた矢

先でございましたけれども、この大雪にもまったく役立たずで過ごしてしまいました。

先日のニュースでもありましたけれども、今年は何年大豪雪という名前が付けられるほどの大豪雪でした。年明けには災害救助法も設置をされまして、市長を本部長としてそれぞれ皆さん方、対応に当たられたわけです。

そうした中、自分は常任委員会も1日欠席をさせていただきました。大変ご迷惑をおかけいたしました。にもかかわらず議員会よりまたお見舞いをいただきまして、大変感謝を申し上げます。これからまた一生懸命今までの分を取り返すべく努力をしていきたいと思っております。大変どうもご迷惑をおかけいたしました。申し訳ありません。ありがとうございました。

議 長 日程第4、市長施政方針を行います。

市 長 (市長施政方針を行う。)

議 長 以上で、市長施政方針を終わります。

議 長 日程第5、報告第1号 所管事務に関する調査の報告についてを行います。議会運営委員長、若井達男君が欠席しておりますので、副委員長、関 昭夫君の報告を求めます。

関議会運営副委員長 議会運営委員会の報告をさせていただきます。閉会中18年1月20日ならびに2月24日の2回調査を実地いたしました。内容につきましては皆様のお手元に配付のとおりでございます。

1回目の調査で、委員会中心主義への移行ということで、6月定例議会を目途に検討を進めていきたいということ協賛いたしました。それから全員協議会の公開については、議員だけの自主的意見の調整をおこなう全員協議会以外は、原則として傍聴を許し公開することといたしました。以上、補足を加えて報告とさせていただきます。

議 長 議会運営副委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって議会運営副委員長に対する質疑を終わります。

議 長 総務文教委員長、種村充夫君の報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

まず調査事項であります。ここにあります1の平成18年度予算編成方針から、7その他までの7件について調査をいたしました。調査の状況でございますが、期日を平成18年1月27日、委員の出席状況につきましては9名、1人欠席でございました。議長からも出席をいただきました。

調査の内容であります。執行部から助役、収入役、教育長それに関係課長および室長等の出席を求めて、現地調査および事務調査を行ったところであります。

はぐっていただきまして、1の平成18年度予算編成方針であります。この件につきましては財政課長から平成17年11月15日付で、係長以上に提示されて説明がありました。18年度予算編成方針に基づきまして説明がありました。今ほど市長から施政方針の中で詳

しく述べられてありました。市長査定の前でもあり、1月26日の段階で9億5,000万円もまだ金が合わないというような、大変財政の厳しい状況の説明がございました。以下、今の市長の施政方針で全部その辺はクリアされておりますので、報告をそれで代えさせていただきます。

2の総合計画についてであります。これも塩沢町との合併、それから広域連合との解散合併等の関係もあり、まだ総合計画審議会にも諮られてなかったような関係もありまして、全然はっきりしたものがございませんでした。企画情報課長から、総合計画企画構成案に基づいて説明がありまして、主には平成10年の3町合併の調査の中で新市まちづくり計画に基づいて作成中である、というような報告でございました。

計画策定はコンサルタントのNPOぐんまに委託しているというようなことでございます。基本計画は18年から27年までの10カ年間、実施計画につきましては3カ年として毎年見直しを行っていくというローリング方式であります。2月の22日に総合計画審議会があるというようなことでございましたので、一応この段階ではこれに記してあるような内容であります。なお質疑につきましてもそこに記載してございますのでご覧いただきたいと思います。

それから4ページ。なお1、2についての資料を添付してございません。3の基幹病院についてであります。これにつきましては行政改革推進室長から、9ページから11ページの資料に基づいて説明がございました。これも今ほどの市長の施政方針でさらに進んでおりますが、現段階では12月24日の基幹病院推進協議会が開催された内容についての報告でありまして、そこに記載されたとおりであります。質疑の内容も記載してございますのでご覧をいただきたいと思います。

それから5ページの4の市税への収納状況であります。収納対策室長から、12ページから15ページの資料について説明がございました。一般会計の収納率につきましては、12月現在では昨年より少し向上しているかというような話がございました。16年度の場合は塩沢のマンション関係もあり、県下全体で56市町村中、南魚沼市が60位、塩沢町が62位というような状況だったそうであります。

16年度の滞納処分の執行状況は、南魚沼市が154件で1億7,000万円。塩沢町が158件で4,100万円であったということであります。そんな説明がございました。質疑についてもそこに記載されたとおりであります。

はぐっていただきまして6ページ。学童の防犯状況についてであります。これにつきましては現地調査を塩沢小学校、および浦佐小学校でそれぞれ各学校長から説明を受け、質疑を行ってまいりました。その後、事務調査では学校教育課長から16ページから18ページの資料に基づいて説明がありました。学校の安全管理の取り組みについてはマニュアルを作成して職員の訓練、それから子供の防犯訓練等を行いながら、通学路の安全マップの作成についてもそれぞれの学校で行っているというような状況でございます。不審者情報等が出たら早期に情報提供をし、各学校から知らせるということになっているように取り組んでいると

いうことであります。質疑についてもそのような内容であります。

それから7ページの指定管理者制度であります。総務課長から19ページの資料に基づいて説明がありました。市の基本的な考え方につきましては、現在、管理を委託している所については原則として指定管理者制度を対応したいというような内容でございました。基本的には公募という方法でやりたいということでしたが、いずれにしましても市が適当と認めるものを議会の議決を得て決定するということであります。

協定書を結び、指定管理者を選定して移行していきたいというような説明でありました。今議会で本日出ます22号から78号が指定管理者の関係であるようでありますので、それらによって対応していただきたいと思えます。質疑の内容はそこに書かれた通りであります。

それから、8ページのその他の件であります。学校施設の耐震結果および、耐震化整備方針について。それから学校関係雪害状況について。フッ素洗口について。それぞれ学校教育課長から説明がありました。また雪害対策の経過について総務課長から説明があり、以下記載されてあるような質疑がございました。以上であります。

議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議 長 産業建設委員長、阿部久夫君の報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会の調査報告について説明させていただきます。詳しいことはお手元に配付されておりますのであまり言いませんが、大事なところだけご報告させていただきます。調査の事項に関しては1の市道の除雪状況についてと、それから8番のその他についてまでの現地調査及び事務調査を行いました。調査は18年1月26日に全員出席のもとに行われました。

調査の内容につきましては、執行部、助役以下、担当課長の皆さん方の出席をいただいて説明させていただきました。まず最初に市道の除雪状況についてでございます。今年は大豪雪ということで、市道の除雪状況が非常に注目されている中で視察されました。少しこの状況についてであります。読ませていただきます。

市道の除雪は、実延長948キロメートルのうち281キロメートルを機械除雪しています。旧六日町地域、約121キロメートル。旧大和地域、約50キロメートル。旧塩沢町地域、約109キロメートル。消雪パイプ布設は204キロメートル。除雪機械の配置は、ロータリードーザー、小型ロータリー合わせて119台。その他に凍結防止の散布車が、旧六日町、旧大和町、各1台で除雪を実施しています。

今年降雪日数が多く、間断なく雪が降り続いたことから国道、県道、市道の全般にわたり車道の幅が大変狭くなった。消パイ路線についても、降雪が続いたため狭くなり機械を向ける余裕がなかった。市民に対して非常にご迷惑をかけたということの説明を受けました。

そうした中で次のような質疑がありましたので、2～3報告させていただきます。井戸の規制区域が旧六日町にあり、機械の入れないところや住居が連担し、機械作業ができない所

の消パイ融雪に今後どのような考えを持っていますかという質疑でございます。機械除雪ができるものについては基本的に機械除雪をするということで、今まで進めてきた冬季間の道路交通確保が難しいとなれば、消雪パイプの設置を考えなければならないというご答弁でございます。

また除雪費の単価が17年度、時間当たりで南魚沼市で約2万1,000円。旧塩沢町2万8,450円。南魚沼市で除雪の単価に違いがあるのはどういうことだということであります。機械除雪の委託単価の契約は県の単価に準じて統一してあり、塩沢地域は機械除雪の延長が六日町地域より短い、機械の台数が多いことからこういった数字が出ているというご答弁でありました。以上で一応市道の状況については終わります。

続きまして市営スキー場の運営状況についてでございます。これを読ませていただきます。市営八海山麓スキー場は、昭和43年2月にオープンし今年で38年目になります。今シーズンの取り組みは回数券を発行し好調である。平日のみだったスノーボーダーも土日に受け入れ、スキー学校と連携し第3日曜日のスキーこどもの日に、小学生対象の無料体験スクール等を実地しているという説明がありました。

その中で1つ。スキー人口が減少し赤字が多い中、維持、発展させていく方策はあるのか。民間に売却や、第三者に運営委託も難しいと思うが将来的な構想は、という質問がありました。

答弁であります。大和町時代に民宿業者が少なくなったときに再度検討するという議論だった。設立目的の市民のスポーツ振興、市内の小中学校の冬場のスポーツの場としての位置づけ等を踏まえ、指定管理者制度の導入を含め運営を検討していくという答弁でございます。

続きまして有機センターの処理状況についてご説明いたします。これは現地調査をしてきました。農林課長からの説明では、畜産農家の振興と播種農家の堆肥を利用した良質の米作りのために建設された。17年4月12日から稼働を行い、畜糞等1日当たり25トン処理できる。堆肥は12月末までに3,650トン生産し2,719トン散布した。指定管理者はJA魚沼みなみと契約し管理は任せてある。大和・六日町地域は有機センターの散布組織が散布しているが、塩沢地域は散布組織を3月末までにJA塩沢が設立する予定であるという説明を受けました。

次のような質疑と答弁がありました。大規模畜産農家は減ってきてるが、畜産農家がまだある中で畜産振興を農林課やJAではどのような指導をしているかという質問でございます。大和地域では畜産農家戸数は同じだが頭数では増えている。農協、普及センターと一体となり支援していきたいという答弁でございます。

次に堆肥の運賃に差がある。コストは遠距離の方がかかるのはわかるが、補助事業50パーセントで行い、それ以外の経費も税金だと。南魚沼市は1つの運賃でできないかという質問の中で、指定管理者として農協も営利でやっているの、あまり赤字を出すわけにはいかないと。散布に伴う運賃は差をつけさせてもらいたいということで承認したというご答弁を

いただきました。

次に観光客の入り込み状況についてでございます。商工観光課長からの説明に基づきます。市のスキー場数は12箇所であり県内では湯沢町の次にスキー場が多く、ほとんどのスキー場で昨年より約一週間早く営業を開始した。年末年始の入り込みは14万5,000人程で、前年に比べると16.5パーセントの増であった。昨年中越地震の影響で少なくなったので、前々年と比較すると半分位しか回復していない。原因は、記録的な大雪による交通機関の乱れや雪、雪崩等の情報が流れたので期待したほど増えなかったという説明を受けました。

1つだけあれですが。市民対象の共通シーズン券が廃止されたが、要望が多いので復活してもらいたいという質問の中で、シーズン券の廃止は索道協会で決定して発行の申し入れをしたが、今シーズンは既に決まったのでだめであった。来シーズンに向けて協議をしていきたいという答弁をいただきました。

次に下水道事業の現況についてでございます。これも下水道課長から説明があり、16年度末で管渠延長は424.7キロメートル。浄化槽等も含めた普及率は75パーセント、水洗化率は75.9パーセントであって、六日町地域は25年度、大和地域は22年度、塩沢地域は25年度の完成目標だが、財政健全計画により1～2年延伸することもあるという説明を受けました。質疑はございませんでした。

次に公営住宅の状況についてでございます。都市計画課長からの説明があり、公営住宅の総戸数は457戸で昭和40年代建築の老朽化した住宅が71戸、平成になって建築した比較的新しい住宅は110戸であるという説明がありました。

次のような質疑がありました。公営住宅への入居における説明をどのようにしているか。借り手の自己責任があることもわかってもらえるように。という質問で、班長への挨拶や地区行事への積極的な参加や、今後使う人のために大事に使ってもらうようお願いしている。わからないことは担当に遠慮なく聞いてほしいというご答弁をいただきました。

次に水道事業の運営状況についてでございます。水道課長から説明をいただきました。現在、水質、量とも問題なく給水している。17年度の運営状況は昨年の統合時の予算は1,900万円の赤字を見込んでいたが、決算見込みで1,500万円の赤字の予定である。修繕費を過大に見込んでいたので、今後除雪や漏水の大きな修繕がなければ黒字になる。排水管延長は4.3キロメートル延長し67.2キロメートルになるという説明を受けました。

次のような質疑がありました。営業外費用の消費税が多いがこれほどかかるのかと。今後消費税が上がったときにはどうするのかという質疑があり、答弁は水道使用料に消費税がかかるし支出もかかる。予算上の計算から出る数字がこの数字であり、法律で消費税が上がればその分は徴収し国庫に収めるという答弁でございました。

最後にその他でございますが、農林課長からラック式米低温倉庫の建設について説明がありました。これはJA魚沼みなみが、国の強い農業づくりの交付金事業により取り組んだ事業で、18年度に建設をしたいということで今、国のヒアリングがされているという説明がありました。以上で産業建設委員会の調査を終わらせていただきます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長、和田英夫君の報告を求めます。

和田社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告を行います。まずはじめに現地調査であります。八色園、それからゆきぐに大和病院のリハビリ病棟。それから環境衛生センターの溶融炉、焼却炉とリサイクルセンターを現地視察しました。あとは記載のとおりでありまして、各課ともに後段の資料をもとに説明を受け、記載のとおり概ねそういう質疑がありました。

保健事業の関係で胸部レントゲンは、そこに記載は「60才」とあるわけですがこれは「65才」ということで訂正をいただきたいわけでありまして。そのずっと下がって下から3行目で、アスベストの健康被害対策に関して17年度から任意になったため止めていた、その次、「40才以上」のエックス線間接撮影というこれは「40才未満」というふうに訂正をお願いします。

それから介護保険の関係でこの4月から制度改正があるわけで、介護保険料の関係、保険税との関係が出てくるわけでありまして。私どもの調査時点ではまだその具体的保険税がまだ明示はされませんでした。実は昨日、南魚沼市の高齢者保健福祉介護保険検討委員会で、第1号被保険者保険料、基準年額、月額が発表されたわけでありまして。今議会の後半で介護保険の予算の中に入っているわけでありまして、私共担当委員会としては実はまだこれは調査をしていないという これは時間的にやむを得ないわけでありまして。この事については昨日担当課長、あるいは議会事務局長と協議をしまして、この13日の午前中に、各常任委員会が開かれるわけでありまして、その時に時間内で介護保険料の制度改正の保険税等々について、委員会として調査をしながら本会議の予算審議に入りたいと、こういうふうに思っておりますのでよろしく願いをいたします。

最後はその他で7ページでありますけれども。私共は総合福祉センターの関係で特に市長から出席を求め、その調査時点でわかる範囲の経過、及び今後の考え方を市長から伺いました。内容については先般の2月22日の臨時議会の議論のとおりでありますので、詳しくは省略させていただきます。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 日程第6、平成18年請願第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める請願。日程第7、平成18年請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。日程第8、平成18年請願第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願。日程第9、平成18年請願第4号 患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願。以上4件を一括議題といたします。

請願第1号を総務文教委員会に、請願第2号、請願第3号を産業建設委員会に、請願第4号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第10、発議第1号 特別委員会の設置並びに審査の付託についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の若井達男君が欠席しておりますので、賛成者のどなたかから説明を求めます。

関 昭夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」のこえあり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第1号 特別委員会の設置並びに審査の付託については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、選任第1号 決算審査特別委員会委員の選任についてを行います。

決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおりと選任することに決定しました。



議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時45分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議長 日程第12、第7号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点だけちょっとお聞きしたいと思います。まず33ページの負担金、補助及び交付金のところに大和老人福祉センター改修工事費のマイナスの1,156万円というものがあります。これは説明がなかったんですが、以前の補正予算書なりを見ますと3,300万円くらいの改修工事費になっているんです。その内の1,100万円となるとちょっと額が大きいので、そこの変更はどういうことがあったのかというようなことを1点。

そしてこれは私の聞き違いだったかもしれないんですけども、17ページの国庫支出金、国庫補助金です。社会福祉費国庫補助金の1,208万円の増額のところなんですけど、特別保育のためというような説明があったように私はちょっと聞いたんですけども。それと次のページの特別保育事業県補助金等の、特別保育に関連する県補助金が減額されてるわけなんですけども、そこら辺の関係をちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長 それでは33ページの大和老人福祉センターの事業費の関係で説明をさせていただきます。この事業費につきましては、当初3,360万円ということで予算を盛らせていただきました。それでその時点でございますが、この工事の内容につきましては屋根の葺き替え。それから消雪井戸の水量が不足しているというふうなことでその工事。それとその消雪していて駐車場の舗装がかなり損傷しているというふうなことで、その舗装改費。というふうなことで大きく3つの項目を考えておりました。

それで屋根の補修のほうでございますが、当初1,800万円くらいの予定で考えておりました。この時点では、屋根の詳細な現況等の調査ができなかったものですから、おおよその見込みで見積りをしてもらって計上したというふうなことであります。それから屋根ですのど剥いて見ると下地がどうなっているかという、不安材料もあるということも想定しながら、約2割程度の増工も考えながら予算を措置させていただきました。

その結果、その後具体的に詳細設計をしてもらいながら発注に向けたわけでございます。その詳細設計をした段階で経費の節減が図られたというふうなことで、実際には1,800万円の予定が1,069万4,000円ということで完了をしております。当初、予定した目的は達成できているというふうな考え方でございます。

それから削井のほうでございますが、これも地震後水量がだいぶ落ちてその影響がどこまであるのかというふうなことで。この予算の段階では、新たに掘り直す必要があるだろうというふうな考え方をもちまして、1,180万円程の予算を考えておりました。これも

無駄な仕事をしては困るというふうなことで、既存の井戸の調査を別に発注しました。その結果、既存の井戸のケーシング自体はずれがないというふうなことがありました。今、既存は50メートルでしたが、その中に引き続いて追掘をする形で50メートルというふうなことでやらせていただきました。そういった結果で工事費が節減できたというふうなことでございます。以上でございます。

子育て支援課長 17ページのところと19ページのところで関連がございますが、国庫補助金の中で社会福祉費国庫補助金1,200万円の関係でございます。これにつきましては次世代育成支援対策交付金ということで、財政課長説明のところでは特別保育事業というふうな説明がございました。その特別保育事業の中にそれぞれ幾つかの事業が包括をされておりましたが、次世代育成推進法の施行に伴いまして、そのうちへき地保育事業あるいは延長保育事業につきましてはこの交付金下の方に移行したということで、新たにここに交付金として受けるということでありまして、次ページの延長保育のほうで、削減、あるいは減額をしておりますが、それらが交付金下に移行したものであります。

それ以外の19ページで特別保育事業県補助金でございます。1,900万円程補正増額をしておりますが、今ほど交付金下に移行した部分と、従来、個々に事業毎に補助をされていたものが、この年度から一本化で特別保育事業一本に補助金とされたという内容で、それらを精査をさせていただいた内容でございます。以上でございます。

中沢俊一君 1点だけお願いします。27ページになりますが、大和の簡易インターのことであります。中々黄色い信号がともり始めたというような声も聞くわけですけども。昨年6月に始まって今年8月いっぱいという、目標台数というのが何台の設定になっているのか。またガソリン券のキャンペーンとか、今回のこの30万円の追加ですけども、こういうキャンペーンコストというのは別にいくらかけようが、公団のほうは意に介さないのか。その辺1つ聞かせてください。

企画情報課長 インターの件につきましては今申し上げましたとおり社会実験中というふうなことで、目標台数の設定は、きちんとした台数をということは言われていません。けれども内々的には一応目途というふうな形の中で、恒久化に向けての必要台数というのは一応、当初は若干少なめだったんですけども、500台くらいを目途に利用台数を利用促進しなさいと。こういうふうな形の中、協議会のなかできたわけでございます。

そういった中で昨年、先般の補正の予算の時も若干ありましたが、昨年の9月から11月くらいにかけては、その目的台数だいたい500台を日常的に超えている日が増えたわけなんです。けれどもその後、豪雪というふうな形の中で、この利用台数が軒並み今年の暮れから正月にかけては、300数台というふうなことで若干落ちてきたわけでございます。

それで現時点では若干ここで小康状態になりましたので、利用者もまただんだん増えてきてはいますけれども、まだ昨年のピークの時の台数に至っていないというふうな形の中です。この3月末にはどうしても恒久的な設置というふうな形をめがけてですが、国交省の方では

この3月中旬あたりにはある程度の　今回はかなりの目安という形で出るかというふうに期待してるわけでございます。それに伴い市のそういったインターへの取り組みの熱意といったものを出していただけないかというような形の中でキャンペーンを張るわけでございます。

今回は10万台、3月4日位には計画してるわけでございますけれども。6月1日からようやくここまで来て10万台という利用台数になるというような形でございます。そういった中で今回は最後の押し上げというような形の中で、コシヒカリキャンペーン、2キログラムを300名様に与えるというようなことでございます。それで、これにつきましては3月1日から15日までのキャンペーンをはって、先着300名という形で対応しているという内容でございますのでよろしくをお願いします。

中沢俊一君　市長にここで念のために伺いますけれども。非常に大事なインフラであります。これの国交省との今後です。どういう形で折衝していくのか、実現に向けて。またこれに関連して今のこういうキャンペーンとか、そういうものに対するコストといいますが、その辺の心づもりを1つ聞かせてください。

市　長　今ほど課長がちょっとふれましたように、3月の中旬から下旬頃には、ほぼ方向性が出されるだろうというふうに思っております。私も下旬に議会が終わりましたら、その方向性がどういうふうに向くかは別にいたしまして、国交省に一度行ってこようと思ってるんです。方向としては国土交通省は、相当前向きにとらえていただいていると。ただ、その協議機関といいますが、総務省があり、財務省がありという部分も前々からちょっと聞いておりましたので、その辺との調整がどうなるのかまだちょっとつかめないところもありますけれども。100パーセントなんてことは言いませんが、相当の確率で恒久化がされるものだというふうに今は理解をしております。

でするのでそのことをより確実にするために、キャンペーンもやって行こうということで予算化したわけではありますが。これは3月いっぱいでありましてから終わりでありましてけれども、今までそれぞれキャンペーンもやってまいりました。消雪井戸も先般の専決の中でも、発電機まで備えてやったという相当な投資もしております。これがゼロ回答であったなんていうこととなりますと大変な市としての損失でありますし、今ほど申し上げました南魚沼市のやはり都市としての機能。それから基幹病院の問題もあります。それらが非常に損なわれるわけであります。全力を挙げてこの恒久化決定に、今努力をしているというところでございます。

中沢俊一君　がんばってください。

高橋郁夫君　27ページの上段のほうの、南魚沼市ふるさと基金の積立金についてお伺いしたいんです。先ほどの説明ですと利息の付いた分の1,942万4,000円は、今後の湯沢との広域の協議会の方で利用していくということだったんですが。それとともにこの4億円の利息についても協議会の方という説明があったんです。総務消防委員会での話の中では、今までどおりその運用益でふるさと市町村事業をやっていくことに変わりはないと言っ

いる中で、じゃあ今後、そのふるさとこの運用益でやっていくというのはこの利息のことを言っていると思うんですけど。今度じゃあ結局解散したと言いつつまた湯沢と一緒にこの市町村のあれをやっていくという考えなのかどうか。

湯沢にも1億円渡してある。魚沼市が3億円あれして1億円は返さない分みたいな形はあると思うんですけど。残りの1億円に対してだったらまだ話はわかるんですけど。魚沼市の4億円の分だけの利息で湯沢との協議をやっていくつもりと。そこらがちょっとわからないですけど。

企画情報課長 ふるさと基金の関係でございます。ご指摘のように総額で6億円と利息があったわけでございますけども、1億円は県の方に返還ということで5億円が基金として残るわけでございます。それを南魚沼市の方で4億円。それから湯沢町の方で1億円ということで、湯沢のほうでも1億円のこういった同じような予算を組んでいただきまして、その運用益を今度は18年度には持ってきていただいて、それをそれぞれが予算を組みまして、その運用益で事業をやる。協議会のほうに全部その分を渡しまして、そこでもって協議していただくということでございますので、5億円はここには見えませんが片一方は湯沢の方に1億円あるということでお願いします。

笠原喜一郎君 43ページをお聞きいたします。小学校、中学校の大規模改修という事業費があるわけです。ここに設計管理監督業務委託料というふうに2,100万円、980万円という3,000万円近くの非常に大きな設計管理委託料が謳ってあるわけですが。これの耐震診断をされた業者と、この管理をこれからされる業者というのは同じかどうか。あるいはどういうふうな選定をされていくか。そこをお聞きいたします。

学校教育課長 こちらの方の予算に載っておりますのは、補強設計、それから実施設計の方の委託料でありまして、耐震診断の方につきましてはすでに始まっております。こちらの方は予備費の方で対応させていただいております。

それで今ほどのご質問ですと、耐震診断の業者と補強設計の業者がどういう関係かというふうなご質問だったわけですが。それについては耐震診断の結果を待った中で、また契約担当の方と、私共の方とで協議して決めたいと思っております。

笠原喜一郎君 私は事業をやっていませんので、こういう設計の金額この3,000万円云々というのは、たぶん設計をされてる方にとってみれば非常に大きな金額だと思います。それで耐震設計の時には、この前専決の中で、地元の業者の中では時間的にできないというようなことでしたわけですが。今回は補強の方ですので時間的にはあるわけです。市内の中にも幾つかの設計業者がいるわけですので、そこらはやはりその方々の力を借りられる部分であるならば、私はそういうふうにしていくべきかなというふうに思っていますけれども。答弁をお願いします。

財政課長 この件につきましては前回の議会でもちょっと話が出ました。一応、今お願いしているのは、県内の市外の業者でございます。そういうことで市内の業者の育成というところからはちょっとかけ離れているんですが、それはそれとして決定されてますのであれ

ですが。

この後のこういう予算にのっている部分についての対応でございます。考えてみますと耐震診断をした業者が、やっぱりどうしてもなんていいですか次の補強工事の設計をする。別の業者がやっても中々そこがうまく繋がらないというようなところがあるかもわかりません。そこは私はまだ専門家ではないのでその辺の技術的なところはわかりませんが。そうした部分も若干検討しまして、できるならやはり市内の皆さんも入札に参加できるようなそういうようなことができればいいかなとは思っています。ちょっと決定までにはお時間をいただきまして検討させていただきたいと思えます。

笠原喜一郎君　私が先ほど言ったようにこの事については自分は詳しくありませんので。ただ、今、市外の業者という話が出ましたが、総合福祉センターの再調査を依頼した業者と、それと今の業者とですね、耐震設計。それとしらゆり荘の改修設計。何か同じだという話しを聞いているわけですけども。私は聞いてるんです。

で、今言われたようにこの耐震の部分は先ほど言ったように時間的余裕がなかったと。だから診断をしてもらってまた設計をすると。それは若干そういうのも必要なというふうに思いますけれども、じゃあこれから改修をするしらゆり荘云々をはたして市内に業者がいる中で市外に求める。なぜ求めなければならないかなというのは、この市内の設計業者の方々にとってみれば、やはりそういう不満というのはあります。

市長のとにかくこの地域で自己完結をするということになれば、そういう業者にもやはりある程度の仕事をしていただいて、また税を納めてもらうという。そういうサイクルというのは、この入札というのは、安くするということと地域循環という意味の、非常にやはり大事なことですので、今後私は十分に意を汲んで、また気をつけて発注をしていただきたいと思います。

市長　耐震診断の　2次診断からですね、その件につきましては先般の臨時会の時に、こういう事情で地元の方をまず優先して話したけれども、地元の方が対応できない。17年度の補正を獲得するには、2月いっぱいには上げなければならないという、いろいろな制約がありました。そういう中で地元の皆さんからきちんと話をまず聞いて、対応ができないということの中から、いろいろ設計業者を探した中で2社が対応できるということでしたので、それをやらせていただいた。県の協会にまで全部問い合わせをしたんです。だけれども対応できないと。じゃあ個別に当たろうということで個別にあたって2社から応じていただいたと。ですからこれは特殊でありますし、ご理解はいただけるものだと。市内の業者もご理解いただけるものだと。

それから福祉センターの件であります。まず問題が発覚をしてその検証ですね。これはやはり市内の業者が検証するというのは非常に利害関係が絡みまして、やるべきではないと。こういう判断であります。これはもう、ある意味では県も国も確かそうだと思いますけれども。そこで邪念が出れば、この業者を今回はある意味では失態をきちんと追及していこうとかそういうことが出ますので、市外の、しかもきちんと大手でそういうことに万全の信頼を

おける、ということで選ばせていただきました。これもご理解はいただけると思います。

その一連の中で先ほどの所信表明にもありました、じゃあ補強した場合はどうだとか、取り壊せばどうだとか。あるいは設計業者から申し出のあった荷重の変更、設計変更。そういう部分でどうだとか。これも当然一連の業者であります。

そしてしらゆり荘の改修につきましても、この予算の関係それから県との関係の中でも一連の業者をお願いした方が。改めてまた別個の業者ということになりますと、非常にそういう面でまたお金も掛かりますし、時間的な制約の中でできなかったということでもあります。

これも市内の業者からどういうご不満が出てくるのか。ちょっと誤解が生じてるというふうには思っておりますが。ある意味では緊急的なことでございましたので、これ以降がずっとそうなるなんてことはまったく考えておりません。ですのでここに今出た予算の中で、大巻、大崎小学校の体育館、あるいは城内小学校の校舎のことです。これはもう当然ですけれども、市内の業者からまずやっていただこうという思いであります。できなければどうしようもありません。ですのでまたきちんと正常な形に返していくということです。突発的な緊急事態であったというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

山田 勝君 すいません、遅くなりまして。今の耐震診断の事で、やはりPTAの方で少し心配してられる方もいます。先日総務文教委員会の資料としていただきました1次診断の結果で、この度の施政方針演説の後半では、それぞれ屋内体育館を改修するという予算を計上されています。実際例えば塩沢小学校は体育館ではありません、校舎ですが0.34という値が出ております。0.7以上は欲しいところが0.34。それからその他の例えば蕪神小学校であっても0.37。PTAとすると本当に子供をそういう学校に行かせておいていいのだろうかという話もあります。

それで今後その広報の仕方。あまり広報をしないで実際に逐次やられるのか。それからこの後の校舎に対するその改修 数億かかるという話をうかがいました。それに対する方向性みたいなものがありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

市長 おっしゃるとおりであります。ただ、なぜ体育館を先行したかと言いますと、所信表明で触れましたように子供の安全も当然であります。一朝有事の際の地域の皆さんの避難所。これが先般の地震の際には天井が落ちそうとか、何か落下物があるとかということでほとんど避難所として使えなかったわけでありまして。そういう事の解消という意味で、まず体育館を優先をさせていただきました。

文科省の方は、もう体育館も・・・できればやはり校舎本体を、という部分もありました。けれども私どもの地域の事情はそうなんですということで、体育館の方に振り向けていただいたということです。これからも予算の範囲以内ということになりますが、一日も早く耐震補強をきちんとやって、安心してやっぱり学校に行っていただける体制は作らなければなりません。

ただ、計画的にある程度やっていかないとだめです。今年、なぜ8校を一緒にやれるかと

というのは、ご承知のように今の国会で補正予算が成立をいたしました。そこに耐震補強、それからアスベスト、いろいろの関係で文科省の方に約580億円という予算枠が入ったわけでありまして。年度末ぎりぎりになってきていましたので、やはり文科省の方も当然それを相当消化をして、消化できない部分は18年度にそれを繰り越して、そして18年度予算と一緒に使うということでありまして。19年度からはもう18年度から一応交付金化されるわけですね、補助金が打ち切られて。ですのでその補助金のうちにある程度のことはやってしまった方が非常にお互いが有利だということでありまして、今、8校をちょっと緊急でしたけれどもやらせていただいている。

19年になりますともう交付金の額そのものが減ってきてるわけでありまして。18年も減っていますが、今触れましたように17年の予算の残を18年の上に乗せますので、18年はまだ通年より約200億円ぐらい余計の交付金予算が文科省に入ります。ところが19年からはもう100億円から200億円、通年ベースより減らされるということでありまして、なんとしても、17、18年ぐらいの中である程度のことをやっていきたいという思いで。また18年度にも今ほど言いました2つ、大崎と城内小学校。危険の度合いの高い所からやっていこうと。大崎の小学校はいわゆるこれは耐震でなくて、建て替えということになります。

そうは言いましても補助が3分の1とか、交付金になれば3分の1ということではありませんけれども。市の財政の方もございますので、今回また合併特例債も採用していただいたというような意味もあって8校という部分が出ました。計画的にやはりやっていかなければなりません、ほとんど学校校舎でいくつだったか。これは後で教育長から答えていただきますが、計画的に整備をしていこうというつもりでありますのでよろしく願いいたします。

工法。工法はいわゆる補強ですので、私共ちょっと専門的なことはわかりません。誰かわかる人がいますか・・・（「市民へお知らせする方です」の声あり）

広報ですね。広報はきちんとやっていかなければならないと思っています。広報はきちんとやっていく。もう情報開示は全てやろうということでありまして。例えばこういう危険性があるとか、こういう診断の結果が出ているとかというのは、ちゃんと教育委員会を通して広報はやっていかなければならないというふうに思っております。

教育長 体育館につきましては、今、市長から話があったとおりであります。校舎につきましては11校であります。大きい学校、小さい学校それぞれありますので、単純にこれを毎年2つずつというわけにはまいりません、と思っております。しかしあまり長引いても、時間をかけてもいけないだろうと思っておりますので、これから市の財政の状況等も勘案しながら、なるべく短期間で一巡の補強が終了するよう計画を組んでまいりたいと思っております。

それとあわせてある程度の計画が組めるようになり見通しがつくようになりまして、市民の皆さんにもその辺の内容についても広報してまいりたいとこのように思っております。

以上であります。

和田英夫君 広域連合の解散の関係の予算がここに出てるわけでありまして、私が見落としているのかもわかりませんが。広域連合そのものはそんなに歴史があるわけではありませんが、その前身の一部事務組合組織がそれなりの歴史があるわけです。そこでいわゆる解散をして、新市ということに、南魚沼市になるわけです。そのひとつのけじめとしてのセレモニー的な考え方があるのか。その辺のを伺います。

市長 外部的にそういうセレモニーとか解散式ということは一切考えておりません。職員の皆さんの広和会という親睦団体がありますけれども、これは解散式をやらせていただきます。外部的には今のところそういう式典的なものは一切考えておりません。

和田英夫君 私もあえてこだわるわけではありませんが、それなりの歴史があるそういう組織から新たに振り返ってみればそれぞれに各町、閉町記念を程度差こそあれやりながらこの南魚沼市をつくってきてるわけですから。それは市長の考えですからそれ以上質問しませんが、でも歴代の組織で諸先輩と「おい、今度はこうなるんだがどうしたらいいか。」というような相談を受けての市長の判断なのか。市長の優秀な頭脳での判断なのか。

市長 広域連合解散につきましても、私と議会の皆さんとそして湯沢の当時の村山町長と、湯沢議会の皆さんとの相談でまいったわけでありまして、先輩諸氏にこの相談を申し上げたことはありません。したがってこの式典をやるか否か等も含めまして、優秀ではありませんけれども私の考え方、そして湯沢町長の考え方というふうにご理解をいただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第7号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。なお休憩中に塩沢町決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。午後の再開は1時10分といたします。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時10分)



議 長 日程第13、第8号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第8号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、第9号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

笹木信治君 1点お伺いします。当初見込みよりも保険給付費でいえば大幅に減額になっているわけです。これはいわゆる負担利用料の値上げその他が考えられるわけですが、実際問題として現場の方ではどうでしょうか、利用する方がそうした料金の値上げによる利用抑制を考えておられるというようなことが見えるかどうか。そこらへんちょっとお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 今回の制度改正で食費だとか入居費等が個人負担になったというふうなことがあります。これらにつきましても限度額の設定があります。前回のこの議会のなかでもお話をさせていただきましたように、たまたま特養等の入居者が低所得者の方が多いというふうななかで全体の65パーセント程度は負担が下がったというふうな状況でございます。そういったなかで私ども保険者の方へ、今回の改正に伴ってサービスを抑制しなくてはならないというふうなそういった事例については、まだ耳に入っておりません。また何かそういった話があればぜひ聞かせていただいて、対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第9号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第10号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第10号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第11号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。下水道課長。

下水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第11号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第12号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第12号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第13号議案 平成17年度魚沼地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道課長 (説明を行う。)

議 長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議 長 質疑を行います。

笛木信治君 私よくわからないんですが単純な疑問を1つ質問にしてみたいと思います。この減価償却費です。利用料がわずかに増えていると。0.3パーセントということですが、従来の責任水量からすると50数パーセントということですから横ばいが続いているわけです。合併したことによって減価償却の方法が変わったと。したがってここに20億円の特別損失が生じるということなんですけれども。これは私なんかからしますと利用料が増えていないのに、あの過大な設備の減価償却費ですから当然、正規な計算をすればこうした数字になると思うんです。今年の予算でも11億円ぐらい見ているんですが。そういうことになると思うんだけど、はたして今後ともあれだけの設備がいるのかどうかということもあると思うんです。

したがってじゃあ、あれだけのものを維持管理また更新していくという立場ではなくて、現在に見合ったものにしていくという立場に立てば、この減価償却費についてもまた別の考え方が生まれてもいいんじゃないかという気もするんですけれども。そういう素朴な疑問がありますがお答えをいただければひとつお願いします。

市 長 細かいことはまた課長から説明させますが、いらぬから減価償却をしなくていいというわけには いらなくなってもですね。今の施設もそれは確かに大きい部分はありますが当然使っておりますし。ですのでそういうちょっと乱暴な議論はできないというふうに思っております。あと減価償却はなぜ20億円だとかそういう部分については課長の方から説明をさせます。

水道課長 その減価償却費でございますけれども、経緯について若干ご説明を申し上げます。企業団の議会でもそれぞれご説明を申し上げたところでございますけれど、議員ご承知のようにあのバブル景気の非常に物価も高い、いろいろ高い時代、夢のある時代に造った事業でございます。給水区域の高低あるいは大小、給水区域の密度等々によりまして非常に建設コストがかかってございます。

さらに建設費が非常に割高になってございますし、ご承知のようにダムも事業費が4回も改定になりまして相当な事業料になっておるわけでありまして。建設費が割高になったことと、それに伴いまして密度等から非常に生産コストがかかってございます。

当初の見込みよりも水需要が非常に伸びないという状況下で、各構成団体の皆さんからなんとか安い料金で供給をしてくれというのが主眼でございます。当初、認可時には100円という設定をしておったわけでございますけれども、とても100円では承知はできないということです。しからはどのような方法があるかということでございますが、公営企業法という本則あるいはただし書きについては監査委員の方からお話があったとおりでございますけれども、当分の間水需要がある程度目標に達するまで、その法に基づかないいわゆる暫定措置として、出資金についても控除をして、減価償却費は見ないわけにはいきませんので。

これは減価償却費というのは将来のいわゆる投下資本の回収とか、あるいは費用の期間配分とか法で定めたものでございますので減価償却ゼロというわけにはまいりません。

ですので構成団体の長、それから担当課長と協議の上、最低限運営できるあるいは将来的にある程度の更新が可能であってさらにある程度の修繕も見込んで、その上に多少の留保も見込んだ上で資金上どうなるかということでいろいろ検討してまいりました。平成5年の10月の一部供用から当分の間は、本則あるいはただし書きに基づかないいわゆる政策的といひましようか、そういう部分に基づいて当分の間は出資金を引いて皆さんに供給をしようということを決まった経緯がございます。その後、いつも言いますように景気がなかなか伸びない、あるいは水需要が伸びないというようななかで、この見直しができなかったというのが現状でございます。

さらにこれを途中で見直すかということでございますけれど、これも水需要の関係から減価償却費を伸ばしてみても料金がその分回収できるわけではございません。ましてやご承知のように減価償却費は外に出るお金ではございませんので、資金収支的には問題ないわけでございますからこれがずっとのびのびになってきたと。

そこで去年の10月からの統合をしたわけでございます。統合になりますと会計上は1つになるわけでございますので、統合後のいわゆる減価償却にあわせて過去の分も清算をして同じ方法でやった場合の資産価格で引き継ぐのが、法の趣旨でございます。ですのでそこで整理をさせていただいたということでございます。

補助金等につきましては国がある程度の料金に反映させる、料金コストを引き下げるという目的でこうしているものでございますので、本則に基づかないで市についても負担金、補助金は控除した後で減価償却をやっている実情であります。出資金につきましては将来のまた更新等に再投資に要する資金をためよ、内部留保せよということで、当然減価償却はできないということでございます。

なおちょっと付け加えておきますけれど、企業団独自と今、市の償却方法で計算をした場合の差額でございます。平成16年の決算でみますと原価につきましては16円の差がございます。今の減価償却の方法と企業団独自の方法でした場合の原価の差が、1立方メートル当たり16円あります。それから減価償却費でございますけれど2億4,500万円ほどの差が出てきてまいります。

さらにこのいわゆる出資金を控除してもまだ高いというような状況がございます。それよりまださらに実際は供給単価としては下げたございまして、16年度につきましては1立方メートル当りさらにその18.5円値下げをしております。いわゆる逆ざやが発生してございまして、その分でも2億8,100万円の逆ざやが出ているという現状でございます。これは構成団体なりすべての皆さんがご了解の上やっていた内容でございます。

先ほど申し上げましたように、資金いわゆる現金が外に出るものではございませんのでご了承いただきたいと思ひます。今ほど申し上げましたように予定をしておいた8億円強の資金も確保できたわけでございますので、良し悪しは別として計画どおり進んでまいったとい

うことをご了解いただきたいと思います。以上です。

笛木信治君 お話はわかりますが、住民の側からしますと20億円の特別損失があるという声が出てくれば、それは値下げしてくれという声も鎮静しますよ、ある意味では。私は過去にもこの減価償却費を抑えながらこの給水原価を下げてきたという経緯があるなかで、それは確かに南魚沼市の条例からいえば今のようなことになるし、実際そこにある施設について計算するというこれは当たり前の話で、法律上も当然のことだと思いますけれども。

私は今の水道料の現状からいって、ある程度やっぱり何といいいますか、そういう法律を超えたものという分も要求をするわけにはいきませんが、しかし可能な限り努力しながら引き下げるといふ点からいえば、この設備について見直すということを含めたことも、時には考えなければならぬんじゃないかというふうな思いもありまして。今の質問をお聞きしたわけですが、

場合によれば今の減価償却費の見直しによる水道料の引き下げということも、当然私はありうるべきだといふふうに考えております。そこら辺のお考えをひとつまたもう1回お聞かせください。

水道課長 私どももいつも言いますようにコスト削減には最大限努力をしまいたしてきております。減価償却につきましてもいわゆる統合をしまして、6万なにがしの立派な市の水道事業になったわけでございますので、法律をまげてまでするといふのはいかがなものかといふふうに思っています。

もう1点は、今ほど申し上げましたように減価償却費は外部に流出する金ではございませんので、これをいかにどういうふうに関後の更新等の財源に充てるべくもっていくかというのが、今後の課題であろうかと思っております。本則は本則、決まりは決まりでございますので、その部分を減額ということではなくて、そのなかでどういうふうに関後運営していくかということ念頭に、運営してまいりたいといふふうに思っております。答弁になったでしょうか、よろしくお願ひいたします。

笛木信治君 わかりました。お気持ちはわかりました。終わります。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第13号議案 平成17年度魚沼地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。休憩後の再開は2時35分といたします。  
(午後2時15分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。  
(午後2時35分)

議長 お諮りいたします。塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを日程に追加し、追加日程第1とし日程の順序を変更し、ただちに議題にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第1、報告第2号 塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長に報告を求めます。

事務局長 それでは報告をいたします。塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長が選任されたので下記により報告をします。平成18年3月2日提出。南魚沼市議会議長・松原良道。

敬称を略させていただきますが、そちらの方には空欄になっておりますので記載をしてください。委員長は峠 佳一でございます。副委員長は笛木信治。笛木信治と記載してください。以上でございます。

議長 ただ今、事務局長の報告のとおりであります。塩沢町決算審査特別委員長、峠 佳一君の挨拶をお願いいたします。

峠 佳一君 ただ今特別委員会の委員長のご指名をいただきました。塩沢町最後の決算、4月から6月までの半年間の決算でございますけれども、私たち旧塩沢町選出の議員10人で委員に選任されたわけです。私もその中の委員長としてしっかりと任にあたりたいと思いますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 以上で塩沢町決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議長 日程第19、第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定について、日程第20、第15号議案 平成17年度塩沢町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第21、第16号議案 平成17年度塩沢町老人保健特別会計決算認定について、日程第22、第17号議案 平成17年度塩沢町介護保険特別会計決算認定について、日程

第23、第18号議案 平成17年度塩沢町公共下水道事業特別会計決算認定について、日程第24、第19号議案 平成17年度塩沢町農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第25、第20号議案 平成17年度塩沢町簡易水道特別会計決算認定について、日程第26、第21号議案 平成17年度塩沢町水道事業会計決算認定について以上8件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

収入役 (補足説明を行う。)

水道課長 (説明を行う。)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議長 以上で提案理由の説明と監査報告を終わります。

まず、第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定についてのみを総括質疑を行います。

佐藤 剛君 塩沢町の9月までのことですのでわかりませんので、特別委員会に任せるところが大きいんですけども。今後のこともありますので1点だけちょっと教えていただきたい点があります。一般会計のなかの81ページ、中之島診療所運営費、診療所費があります。ここに医療業務委託費9,000万円とあります。その前に35ページ、中之島診療所使用料4,551万1,954円というものがあります。この収支がこの診療所に関わる収支だというふうに思いますけれども、中之島診療所は塩沢地区で大きな役割を果たしてきたと思いますし、今後もまたそういう役割は変わらないわけですので参考までにお聞きしたいんですけれども。

これは年度の途中ということで前年度比較は難しいということなんですが、傾向としましてこの収支の傾向はどういう傾向にあるのかという点。それともう1点その基礎となります

たぶん中之島診療所の医療業務委託料につきましては定額ということで、月額なり定額ということになっているんでしょうけれども、中之島診療所の使用料につきましての額の算出の考え方というかそこをちょっと教えていただきたいと思います。

保健課長 それではお答えさせていただきます。まず中之島診療所の当時、この時点では委託業務でございますが、基本的な考え方は診療報酬をもって委託料とすると。予算の段階で、決算書の予算レベルのところで見させていただきますと17年度の当初では1億1,000万円の収入で1億1,000万円の委託料と。

そして執行におきましてはここにありますように、おっしゃるように歳入が4,551万1,954円の実績。それから歳出が9,000万円の実績ということになっておるわけでございます。この差異は、診療報酬というのはご承知のように収入されるのが2カ月ずつ遅れると、そういう観点。あるいは診療事業における資金需用等の関係で歳出については前倒しで執行されていると。それから歳入についてはそういうことでルールに基づいて入ってくるということでの差異でございます。



それから経営の方針、状況でございます。15年度から現在の体制になって、15年の4月から現在の先生をお願いをして、それで15年の12月に新しい診療所が完成して現在の体制になっている。そして15年度については若干の赤字というふうに聞いておりますが、16年度では収支で1,000万円強の黒字であったという傾向で、17年度のその後の推移を見ましてもトータルで16年度を上回るような状況で現在推移しております。以上です。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第14号議案の総括質疑を終わります。

議長 次に第15号議案から第21号議案まで7件の特別会計及び企業会計に対する総括質疑を一括して行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第15号議案から第21号議案までの総括質疑を終わります。

議長 第14号議案から第21号議案まで以上8件を塩沢町決算検査特別委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 ここで市長から提出された第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定についてを、本日付けをもって撤回したい旨の申し出があります。この際、第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について撤回の件を日程に追加し、議案とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、この際、第54号議案について撤回の件を日程に追加し、議題とすることになりました。

議長 第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について撤回の件を議題といたします。市長から第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について撤回の理由の説明を求めます。

市長 今ほど議長からお取り計らいいただきましたこの54号議案の取り下げについての説明を若干申し上げます。この南魚沼市文化資料展示館、俗に言う池田記念館でございますけれども、これが平成15年4月1日付で当時の大和町長と財団法人池田記念財団が締結した平成20年3月31日までの5年間の委託契約によって同財団がこの管理運営を行っているということでありまして、20年まではその効力が発揮をされているということでありまして、したがって当面、指定管理者の指定は行わずに現契約によりまして管理運営を行いたいということで、議案の取り下げということをお願いしたいところであります。

ので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。ただ今、議題となっております第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について撤回の件については、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第54号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について撤回の件については、これを承認することに決定しました。

それではお手元の議事日程表から日程番号第59、第54号議案の欄を削除願います。

議長 日程第27、第22号議案 日の出コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第83、78号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定についてまで以上56件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

議長 56件を一括して総括質疑を行います。

岩野 松君 今回の場合は特に今までのこれがこうなったから住民がどうかわるかということがちょっと見えないようなかたちの提案なんですけれども、この前の時も市長は国の方針に基づいてということとされたということです。私どもではずいぶんと煩雑な法律を作り、またこのこと全体的に言えばあまり賛成しかねるやり方だなと思っています。そういうなかで特にちょっと具体的なことでお聞きしたいんですけれども。

例えば中之島診療所の場合の委託をして、今回も黒字になった場合はそれがバックするというか補正予算で入ってくるというかたちがあります。そういう委託した場合の料金的にあるものに関しては、全てそこで毎年決算をしながらそこで処理をするというかたちになるのかどうなのかということをお聞かせください。

それともう一つその下ですか、総合福祉センターはシルバー人材センターにしてありますし、そのほか大和と塩沢の福祉センターに関しては社協がやっていますけれども、そこがなかですか。私はみんな社協なのかなと思ったんですけれども、そこもちょっとお聞かせいただきたいと思います。とりあえずそれだけまずお聞かせください。

保健課長 中之島診療所の料金の件についてお答えさせていただきます。本来的には指定管理者制度で効率化したなかで、料金を低減するとかサービスを向上するというかたちで住民の方にそれを還元するというのが制度の一番のねらいだというふうに思うわけです。中之島診療所の収入に関しましては、先ほど若干ちょっと説明不足な点もあったんですが、診療報酬で法定事項でございます。ですので収支の状況がいいからといってそれをすぐ一部負担金を下げるとかということはなかなかできないものですから。若干今お話がありましたが当初予算のなかでは、実際のところは16年度からもあれですが、実質的にその収支で黒字が出ている分の一部を自治体に、塩沢町あるいは市にバックしてもらおうというような考え方で、実績もありますから、そういうことで進んでおります。中之島診療所についてはそうい

うことで、料金については任意ではなかなか動かせない範囲だというなかでのそういう対応をしております。ほかの包括的な点はまた所管の方でお願いできればと思います。

総務課長 個々の施設の委託料、それから今ほどもありましたそこで収益が出た時にどうするのかという部分につきましては、個々の施設みんな条件が違います。そういうなかで個々の施設のところでちょっとお願いをしたいんですが、全体的な考え方といたしましては3年間の委託契約はやりませう。ただ委託料とかそういう部分につきましてはまた年度協定をやらせていただきます。移行期間のなかでは年度協定をやって、もう少し厳しい実態を見るなかで3年後の公募に備えたいと。こんな考え方でございますのでよろしく願いいたします。

福祉課長 今ほどの総合福祉センターと老人福祉センターの委託先の関係でございます。総合福祉センターにつきましては、あそこは建物が最初にサンライズ六日町というのが建ちまして、そのあと六日町総合福祉センターということで建て増ししております。入浴施設等は建て増した総合福祉センターの方に設置されたわけなんですけど、受け付けの窓口についてはサンライズ六日町の方の建物の中に整備をさせていただきました。そのサンライズの建物の中にシルバー人材センターが事務室として間借りをしているというふうなことです。今もそうなんですけどその事務を執りながら窓口業務もしていただいていると、委託しているというふうなことで指定管理者に移行した段階でも同じようにシルバー人材センターをお願いをしたいというふうなことです。

老人福祉センターにつきましては、今もそれぞれ社会福祉協議会の方をお願いしておりますので引き続きお願いをしたいということでございます。

議長 ひとつお諮りをいたします。この22号議案から78号議案については、今ここで総括質問していますけれども、それぞれの三常任委員会に審査をしてもらう予定になっておりますので、その辺を踏まえてよろしく願いをいたします。

宮田俊之君 総括ということなので全体的なところでお伺いしたいと思います。先ほど条例の変更をされたので、という話が総務課長からありましたけれども。私は市長がおっしゃるとおり馴染まない部分があると。地域の開発センター等ですね。その部分に対してあてはめるのではないかとということで、その条例については解釈をしておったんです。が、こうして出てきたものを見ますと、もうほとんどが今までどおりというかたちになっております。

その中の経過といいますか私が聞いたなかでは、庁内だけで選定の委員会を開いて検討した結果です、というふうな答えが返ってまいりました。これですと総務文教委員会の方では説明があったようなんですけども、ほかの委員会の方には特に資料をいただいておりますので、今までの議会の答弁等とは少し違うんじゃないのかな、というふうに感じる点が1点ありましたので、総務課長の方にもう1度その辺をお伺いしたいと思います。

あと今回この議案を審議するなかで資料の件なんですけれども。例えば市長、市民会館につきましては民間からの提案も実際あったというふうにお話されておられますし、今この指定予定団体になっておられますこの団体さんに、少なくとも最低2カ年程度の収支予算だと

かそれに対する決算の数字、事業報告等で職員の増減などこういった資料をいただきませんと。18年度だけこういった収支見通しだということで審議をしるといわれても、私はその妥当性について市民の皆さんに説明責任が果たせないんじゃないかというふうに感じます。ですので追加の検討資料についてお伺いさせていただきます。

今、議長からお話もあったので個別の件で言いたくはないんですけども、1点だけ広く市民の皆さんに関わる問題なので、南魚沼市文化スポーツ振興公社と地域スポーツの育成に関する質問だけさせていただきます。私は産業建設なのでちょっと自分で審議に加われないものですからお伺いしたいと思います。市長はスポーツの育成に関してかなり熱心に今まで行政を進めてこられたと思うんですけども、その中で目玉ともいべき総合型地域スポーツクラブの運営、これを南魚スポーツパラダイスというかたちで振興公社と共に取り組んでこられたかと思えます。これは子供たちだけではなく生涯学習として、大人の健康促進も合わせた活動目的となっております。

この社会体育事業は市の政策上重要かと考えますが、この度の第51号議案の事業計画書収支計画を拝見しますと、スポーツパラダイスの運営事業補助金並びに年会費、収入についても含まれております。これは現在は公社が管理、受注するかたちになっていますが、市が進めている総合型スポーツクラブを核とした社会体育事業のまる投げになるのではないかというふうに危惧いたしました。

もし将来この指定管理者が変わった場合に、純然たる民間になり、採算重視のもとにこのスポーツパラダイスの運営を止められても、この契約上はただ単に続行をお願いする程度しか市の方からできないのではないかというふうに思ったわけです。

こういった市が大切に思って育ててきた事業につきましては このソフト事業ですね、今後も市が責任を持って管理して市民サービスの一環として行っていく方が、私はいいと感じております。なぜなれば市の条例で体育指導員などを雇うといいますか委任されているわけです。この体育指導員などはスポーツパラダイスの関与している教室の指導に、主としてあたっております。これを外部の指定管理委託先の運営する事業に対して、市が指導者を委託するというのは整合性がとれないのではないかというふうにも考えたわけです。

このスポーツパラダイスにつきましては、地域で少年野球とか、会計業務など煩雑な業務を一手に担っていただいている部分もありまして、こういった部分も含めてすべてその公社の方に指定管理の下、運営していただくというのはいささかちょっと強引ではないかというふうに感じましたので、答弁の方をお願いしたいと思います。

今1点、私も県の方に問い合わせをしたんですけども、今、総務課長がおっしゃったこの指定管理の中の協定を結ぶという話ですね。基本協定を結んだ上で1年ごとにその内容を精査して判断していくということになるかと思うんですけども。議会としましてはその中身について1年1年事業予算、見通しとか予算をしっかりとみたなかでこう決めていくのか。予算審議のなかで数字だけを見ていくのか。その辺についてもちょっと教えていただきたいと思えます。長くなって大変恐縮なんですけどよろしくをお願いします。

市長 1点だけこのスポーツパラダイスという部分が特に出てまいりましたのでご説明申し上げます。先ほど課長がちょっと触れておりましたように今、こういう指定管理者制度で当面3年あるいは5年、10年という部分ができます。だいたい3年の部分が特にそうなるかと思えますけれども、馴染まなければいわゆる直営でやることも考えなければならぬと、そういう部分も含んでいるということを課長が説明申した、そのとおりであります。

スポーツばかりではなくて例えば文化も、1業者にまる投げでいいのかというお話が、すれば出てくるわけであります。今までその文化スポーツ振興公社というところにこれは第3セクターでありますのでまる投げではないと思うんですけれども、そういうかたちでやってきて、そのかたちを継続させてまずやってみようということであります。ですから今、議員おっしゃったように非常に弊害が出たり、そういうことであれば当然これは直営部分に切り替えるとか、また別の協定をきちんと結ばなければならぬとか、そういうことは出てくるかと思えます。いわゆる試行的な部分が非常に強いわけでありますので、その辺はひとつご理解いただきたいと思っております。

もう1~3つありました課長の方から詳しく答弁をしますが、馴染まないというのは本来、地域の開発センターは指定管理者なんてことが本当は全然馴染むことじゃないんですね。だけれども作った時の経過等があって、そういう法律ができたわけでありますのでやらなければならないということ。これは本当に私は馴染まないと思っています。いちいちこんなことをやって非常に事務の煩雑化はもう出てきましたし、いわゆる無駄だという考え方を非常にまだ強く持っております。持っておりますが法律でありますので一応これでやってみよう。

ただこれも今度は地域のそういうそれぞれの集落の開発センターを直営化といわれますと、これもなかなか直営的にはできない部分もいっぱいあるということですので、このなかでやらせていただくということであります。あとについてはまた課長から答弁をさせます。

総務課長 今までの説明がどうだったかということでございます。確かに条例制定は17年2月議会で制定したわけでございますが、その段階では基本的に公募で行きますと、こういう説明をしております。その当時は国の方の指導がもうだいたい全部公募で行くんだというような指導でございましたので、そういう説明をいたしました。

その後、いろいろな自治体を見たなかで、乱暴なところにつきましてはもう全部今のところに委託するなんていうのもかなり出てきましたし、実態を細部調査していくなかで今ほど市長が言われましたように、もう地域の開発センターなんてのはまったく公募には馴染まないというのもありました。それからその施設を管理運営するために、市が出資しまして第3セクターを作っている、そしてそこが管理運営をしているという部分が出てきました。

いきなりそういうところから施設を公募にいたしまして取り上げますと、その管理運営が立ち行かないと。こういうことがありまして昨年12月20日の議会のなかで説明をさせていただいたところでございますが、施設の建設にあたり・・・失礼しました。

特にその公募によらないでという部分をつけた時の説明の1つといたしましては、「施設の

性格、設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要な施設については、指定管理者に該当すると認められるものを公募せず選定をする」ということで、この中に1番といたしまして「地域自治の振興などの目的のために地元住民団体等が管理、運営をしている施設」と。それからもう1つとしては「施設の建設にあたり管理受託者の資金や所有管理する土地、建物の提供があった施設」とこういうものにつきましてはもう管理はそこにするんだと。それから「管理運営業務に専門性や継続性が求められる施設や、現在の管理受託者が指定されないと当該管理受託者の経営や組織体に大きな影響のある施設につきましては当面公募によらず現在の管理受託者を指定管理者に選定し、将来的に公募による選定に移行する」と。こういうことで特に第3セクター等が管理しているところということで説明したつもりでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから基本協定と年度協定の関係でございます。年度協定につきましては、各その委託料等の予算が出てきますのでその中で審査をしていただく、いろいろ議論していただく。こういうことになるかと思ひますのでよろしくお願ひします。

公社の決算資料等につきましては、前にはそのある程度の100万円以上でしたかの金額の合併前、当六日町につきましては100万円以上の補助金等がある施設につきましては決算資料等、予算書なども付けた経過があります。非常に大量の資料等が必要だということで合併を機会に資料を全部配付というのはやめました。担当課に行けば資料を用意してあると、こういう内容になっておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

宮田俊之君 その辺のことは読んだ上で質問したつもりだったんですけども。では私も公社の決算書をいただいております。それはあるんですけども、この指定管理にあたって業務が当然、建物の管理委託に入っているわけですので、それを抜き出した上で資料を作ってくださいとかそういったことはまったくできないんでしょうか。

それとトータルこの指定管理にした場合で、いくら今までと増減ですね。総務文教委員会の資料にもありましたけれども、トータルして金額は上がったんでしょうか下がったんでしょうか。それを教えていただきたいんですけども。

総務課長 まず資料等につきましては極力私どもも委託するわけでございますので指定管理して。本来はそこが管理運営費を全部稼ぎ出してやっていただければいいところですが、なかなかそういう施設はありません。委託料をかなり出さなければならないという施設が大半でございます。その内容がどうなるのかというのは、やはりその管理運営状態がきっちりわかるような資料を求めていきたいと思っております。

ただ私どもが求める考え方と、議員さんが言っている考え方に一致するかどうかというのは、これはなかなかわからないところでございますが、相手の方につきましても法人格を持った管理運営また経営をやっているわけでございますので、そういうなかでできるだけこちらから資料等につきましては提供していただくようにやっていきたいと思っております。

それから委託料につきましては、昨年に比べましては人件費それからいろいろな費用等につきましても 人件費等につきましては5パーセントをお願ひしておりますし、すべての

ものにつきまして昨年にくらべて全般的には安くなっていると。こういう内容でございます。

中沢俊一君 最初に。今回初日なんですけども非常に差し替え、あるいは誤記が多いということです。私は六日町議会時代に社民系の先輩に言われたことですが、本当にあの人がここにおられたらどんな言葉で怒ったのかなと思って今、感じております。市の公社の名前を誤るくらいはいいですけども、54号のこうして財団がある、それがまた10年ちゃんと契約がまだ残っているというあたりを誤記をして・・・考え違いをしているということは、私はほんとに大変失礼だと思っていますので嚴重に注意をお願いをしたいということをまず冒頭に申し上げます。

2～3確認させてもらいます。集落センターについては、これはじゃあここに書いてあるもの意外は全部その集落の財産であって、直轄ということですよ。当然のことですよ。

もう1点です。3年を経過した物件については、3年間にでしょうかその公募、当然やっぱり審査をしなければならぬと思っているんですが、その辺をどういう方法で考えているとか、その辺についてちょっと聞かせてください。

あともう1点ですけども、仮に3年後に業者に委託し、事故が発生した場合。損害賠償の少なくともその金銭的なものについてはどこが負担するのか。この辺ですけども。

市長 議案それら資料等について、誤記があったり差し替えがあったりということで大変お小言をちょうだいしたわけではありますが、以後、気を付けます。気を付けますが先ほどの取り下げ分につきましては、これは指定管理者制度に移行しようということで話は一応進んできたんです。きたんですが非常に市にとってこの期間にやってしまうと不利になるという状況が見えたわけでありまして、その辺の事情も若干ご理解をいただきたいと思っております。

私は言い訳はあまり好きではありませんが、1つだけ言い訳をさせていただきます。非常に合併、合併そして今度は広域連合の解散からほぼ南魚沼市のなかにその事務が継承されるという部分、そして新しくこの指定管理者制度とか。そういう面では事務が煩雑かつ多岐にわたったということがございましたので、それがいいとは申し上げませんけれどもひとつご高配をいただいて、その苦言は苦言なりに私が責任を持って受け止めておきますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。具体的なことについてはこれから課長が答えます。

総務課長 この3年間の移行期間でございます。このなかで担当課でしっかり検証していただきまして、指定管理者制度を続けていく施設につきましては3年目の改選に合わせまして公募をいたします。途中で公募といういろいろな提案がありました。公募をするということはそこでその提案を見て計画、それから事業計画、事業の運営形態また費用等につきまして提案いただくわけでございます。提案だけいただいてあとは指定しないというわけにはいきません。

ですので公募する時はもう本当にそこで優れた提案があれば、そこと契約を結ぶという考え方で公募する必要があります。ですので年度途中で公募をするということはありません。

改選期にあわせて公募するとういう考え方でいかせていただきたいと思います。

それで3年目の時、指定管理者に馴染まない施設につきましては、条例改正等をさせていただきますして直営管理にさせていただきます。こういうことかと思しますのでよろしくお願いいたします。

それから事故につきましては、公が所有する建物でございますので、建物等が原因になりました事故につきましては、市の方に責任があります。管理運営上で起こる事故につきましては、受託者の方の責任になると。こういう内容になっております。

中沢俊一君 その3年後の切り替え期間ですよ。おそらくその前に公募要項を出して審査をして決定するわけでしょうから、そのことを聞いたわけですけども。その前にですか、そぐわない施設と、この指定管理者制度に合う施設を庁内で検討をして振り分けるということですね。

そうした場合、その公募の段階で例えば10なら10の相当施設ができた。ある業者がおれは3と4と8が一括して受けたい。こっちの業者は同じようなその方法で重複してしまっているような場合があるわけです。そのようなバラバラで受けるのか、それとも一括してちゃんと出すのかという。その辺のこともちょっと参考までに聞かせてください。いろいろなケースが考えられますので。

総務課長 公募につきましては各条例があるわけでございます。施設の管理条例がありますので管理条例ごとの公募と、こういうかたちになります。

腰越 晃君 今ほどの中沢議員の質問に関連して1点、それから宮田議員の質問に関連してもう1点、質問をさせていただきます。トータル的な内容ですのでよろしくお願いいたします。

まず3年後ということなんですけれども、3年後に向けてどのように取り組むのか。この内容とか答弁の内容を聞いておられますと、とりあえず国の法律で決められてしまったのもう取り組まなければならない。そういうなかで公的施設についてはこのようなかたちで準備をしてみました、というような内容。12月議会でもそういうところをご指摘申し上げたんですけれども、そういう内容かなというように思っています。非常に準備不足という感が否めません。

それでいろいろな資料はあるんですけれども、例えば長野市などというところは審議会を作りまして、やはり住民、市民等を入れましてじっくり検討をされている。市の考え方それから市議会の考え方等も出されております。個別施設についてどのようなかたちで運営していったらいいのかというのが検討されている経緯があります。やはり3年間、今、総務課長の答弁ですと各担当課にお任せしますということなんです。やはりここは市長が旗を振って、悪法であっても取り組まなければならない内容でしたら、こういうきちんとした審議等をやるなかで個別施設について方向性を出していくべきじゃないかなというように思うんです。3年間ございますので市長の考えかたをお伺いしたいと。

それから法律を見ますと、この指定管理者がどのような管理活動をやっているのかという



ものが契約段階では議会に出てくるので、我々は内容等については文章を読み、あるいは質問をすることで確認はできるんです。けれども実際、1年経ち2年経つなかで、じゃあ事業がどのように進んでいるのかというところについては、法律上はほとんどそういう規定はないんです。議会が確認を取るとかあるいは住民に公表しなさいとかというところは、法律の規定はないんですよ。

やっぱりそういうところもきちんとできたら条例の中でケアしていくべきだろうなというふうに私は考えるんです。やはり事業報告をきちんと指定管理者に義務付ける。これは先の話になるでしょうけれども、きちんと義務付ける、それについては議会にきちんと報告をする、住民についても公開をするということが必要ではないかなというふうに思うんです。

当然この指定管理者制度の目的は、いわゆる行政コストの低減化とそれから住民サービスの向上というところに目的があるわけですから、やっぱりきちんとそういうところは、我々議会あるいは住民に対して公表していただきたい。そういうところも検討していただきたいと思うわけです。以上2点について考えをお伺いしたいと思います。

市長 この3年間、ご承知のように今、なぜこうしたかという部分についてはこれはご理解いただいたと思います。悪法であっても法だという部分も、先ほど触れましたように行政区の区の集会所なんていうのがこの制度にあがるなんてこと事態が本来は、というそういうことを申し上げたわけであります。ほかの例えば市民会館だとか牧之記念館だとか、あるいはディスポートだとか。こういうことがこの制度にのっかっていくというのは、私はいいことだと思っております。

ただ、今までの経過がありましたので一度に今年からすぐそういうことにはなかなかいかない。ですので3年間のなかで当然その方向性は出すわけでありまして、選定委員会等についても、これは県が今やりましたけれども一切委員は公表しませんね。ですので議会から出すとか、民間から出すとかというそういう話はちょっと申し上げられません。やっぱり公表するとしたんりの働きかけがあつてだめだということでありまして、ですのでやりません。

公表しませんが、当然幅広いご意見は何わなければならないだろうと思っております。3年後を目指してもう1年間は、やっぱりこうやってみてどうだろうという部分は出るわけですが、2年、3年の経過のなかでは当然もういわゆる入札制度に持っていくわけでありまして、そういう方向性をきちんと出しながらやっていこうと思っております。方向性はこの3年のなかできちんと出していくということでありまして。

あと事業報告は当然ですけれども条例に謳わなくても、例えば契約のなかできちんと謳うとかそういう方法がありますので、事業報告を一切議会の皆さんにお知らせをしないとか市民の皆さんに公表しないなんてことはありません、あつた報告は。求める部分もありますし、そういうことですから協定書なり契約書のなかでそれはきちんと謳わなければならないと思います。それをやって、当然ですが1年目はこうであつたとか、そういうことはきちんと皆さん方にご報告は申し上げるということで情報は全て開示をいたします。

議長 いいですか。

腰越 晃君 もう1点お願いします。

腰越 晃君 実はこれについてある市民の方から、私のところに相談ということで来た内容があるんです。名前を申し上げますけれどもめぐみ野保育園。これについては今回最後の議案になっておったと思うんですが、3年間ということで保護者として非常に不安だという内容の相談をいただいたんです。というのはめぐみ野に子供を預けているんだけど非常に満足をしていると、3年間ということで3年経ったら変わってしまうという可能性があるかと非常に怖いと、不安であると。なるほどなと、そういうことでいろいろ私も考えてみたんです。やっぱり保育園となると3年間というのはちょっとなあと。

それでいろいろなそういう意味でのガイドライン、これ総務文教委員会の資料にも入っていますけれども、施設の内容によっては自治体としてやはり柔軟に対応をして、こういう性格の施設についてはこうあるべきだというような方向性をどんどん出していったいいんじゃないかなというふうに思います。

それについて今回出された内容の中でそういった部分は数多くあるかと思いますが、特に私の方にある市民からそういった問い合わせがあったもので、保育園。これから指定管理者制度が導入されていくと思うんですが、考え方についてお伺いしたい。

やはりこれから教育とか福祉、医療というものはそういった要素が高いと思うんですけれども、内容的な改善要素が非常に高いということと、やっぱりそういうのは変わってくる。自治体からきちんとした指導なりなんなりがあって、その水準をきちんと維持していかなければならない。そういう性格を持っている事業、これを行える公的施設については、やはり相当な管理システムが必要になると思います。そういったところも含めて、内容についてどういった考えかたを持っているのか。管理システムと契約年限という問題ですね。お考えをお伺いしたい。

市長 具体名が出ましたのでそういうことでしょうか、ご承知のように例えば変わったとしますね。変わったとしても保育基準が変わるわけでもありませんし、何が変わるわけでもない。経営者が代わるということだけですね。今度は、上町の保育所を建てれば公設民営ということで今、進んでいます。これは今度は今まで市が運営したものを民間に委託しようということですのでこれも変わるわけです。

しかし保育の内容が保育基準を大きく逸脱したりとか、料金をばかに余計に取ったりとか、そういうことは一切あり得ませんので、そういうご心配はなさらないようにということをひとつおっしゃっていただきたい。3年でどうでも変わるということでもありません。またその方がきちんとした計画書を出していただいて、また受託をしていただければいいというわけですが、どなたがやっても劣悪になるという条件は全く出てこないわけですので、ご安心をいただきたいということでひとつご理解をいただきたいと思います。

和田英夫君 これ先ほどから管理運営を任した後のことをいろいろ心配されている方がいるわけです。そこでちょっと確認ですが、いわゆる市の施設を管理運営するわけですから、全施設ではないがこれから所管の各委員会で調査するようですが、それはそれでいいわけで

す。その後の管理運営状況を所管の委員会が、例えばある管理を請け負っている事業者の場合によっては委員会に来ていただいて、契約内容について委員会で調査をしたいがどうかということは、私はできると思うんですけど、確認です。

事務局長 今の和田さんのご質問は、要は指定管理者に指定された方が、年間途中事業をやっている間、常任委員会なりで視察に行って調査をすると、あるいは呼びつけるということが可能かということだと思うんですが。これはもちろん公の施設ということで、本来であれば、こうした管理者制度がなければ市が管理をする施設でございますので、当然これは調査に値するというふうに思います。必要があれば時として来ていただいて事業内容を報告してもらおうということが可能だろうと思っています。

と思いますが、ちょっとその辺がまだ私も 指定管理者がどういう行動を起こして、それをしょっぱなから事業をやっている人の取り組んでいる内容をつぶさに押しかけて行ってその調査をするということ事態が、はたして適切かどうかというのはちょっと疑問がないばかりでないんですが。私はちょっとこの件については研究をさせていただきたいと思います。

和田英夫君 今ほど局長がいみじくも管理業者を呼びつけるなんて言い方をしましたが、そういう言い方をすると非常に角が立つわけであります。私どもはかつて大和の時代に例えば南魚福祉会。これはみなみ園なりそういうのをやって、そこに各町がそれなりの負担金を出しながらお願いをしていると。こういうことで、したがって必要に応じては担当の委員会に来ていただいて内容をとくと説明していただくと、こういう事例もあるわけですから。

呼びつけでなくて来ていただいてひとつ、とこういう考え方をすればできるわけでありますのでぜひ。これは市長はされとてこの一覧表を全部やれとか、そういうことではありません。ありませんが、それぞれの委員会で場合によっていろいろな声があった時に委員会に来ていただく。あるいはまたその施設に出向くなりしながら、これはやはり信頼関係のなかで調査をします。これはできると思いますので市長、見解をお願いします。

市長 私もできると思いますから、無理のない範囲でやっていただければと思っております。

和田英夫君 了解。

山田 勝君 簡単なことをお伺いしたいと思います。先ほど県の方では利害関係もあるので選考については人名は公表しないと。審議会的な議会、その選考に関する部分はいいと思うんです。ただ指定管理した設備のサービスがどうだ、経営はどうだ、そういったこと。経営に関してはたぶん毎年度報告があるかと思いますが、一番大事なものは住民に対する市民に対するサービスだと思うんです。いくら収支があっていたとしても、態度が悪いとか帰る時気分が悪い、それはもうサービスの低下になります。

そういったものの評価を客観的に行って、そしてそれは公表すべきだと思うんです。そういうことについてぜひ。選考委員会イコール評価委員会なのか。もしくはそういうものは考えていないのか。評価したら公表できるのか、してもらえるのか。その辺を伺いたいと思

ます。

市長 選考委員会イコール評価委員会ということではございません。選考委員はあくまでも選考ということです。ただその評価を、そういう人を設けて委員会を設けて評価しろという方法が、してできないということはないんでしょうけれど、じゃあそれが本当にいいのか。やっぱり非常に評価的に悪いということが出れば、それはそれで使う皆さんから必ず声が上がるわけですので。その評価委員会まで設けてやる必要があるのかどうなのか。ちょっとまだ今、検討したこともありませんでしたので、ご意見はご意見としてお伺いしておきます。おきますが、設置するとかどうとかちょっとまだ今ここで申し上げられませんのでよろしくお願いします。

山田 勝君 指定管理者の各地の委託について、内情を今度どうかたちでされているのかというのは、あちこちの自治体で何軒か評価をするという方向でいるようです。ですのでぜひ市の方でもそれを検討していただければ。すべきではないかと思えます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 第22号議案から第60号議案まで総務文教委員会に、第61号議案から第71号議案を産業建設委員会に、第72号議案から第78号議案までを社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は3月8日午前9時半より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時45分)